

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳 治

（平成29年3月1日～3月31日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
安藤 重男	日高を創る会	平成29年3月27日
奥貫 眞紀	おくぬき真紀後援会	平成28年9月30日
豊田 満	みつるフォーラム “2 1	平成29年1月15日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
山田 孝代	山田忠之後援会	平成28年4月13日